

○川越市グリーンツーリズム拠点施設条例施行規則

令和 4 年10月28日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、川越市グリーンツーリズム拠点施設条例（令和4年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 川越市グリーンツーリズム拠点施設（以下「拠点施設」という。）（地産地消推進施設を除く。）の休館日は、火曜日（その日の前日又はその日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日）とする。ただし、市長は、管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（令7規則56・一部改正）

(利用時間)

第3条 拠点施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 農業ふれあいセンター 午前9時から午後9時まで
- (2) 体験農園 午前9時から午後5時まで
- (3) 市民農園 日の出から日没まで
- (4) 緑地広場（条例第5条第1項各号に掲げる行為をする場合に限る。） 午前9時から午後9時まで
- (5) 大屋根広場 午前10時から午後9時まで
- (6) キャンプスペース 次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ次に定める時間
 - ア 宿泊 正午から翌日の午前10時まで
 - イ 日帰り 午前10時から午後8時まで

2 条例別表第2に掲げる農業ふれあいセンターの設備の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（令7規則56・一部改正）

(農業ふれあいセンター施設の使用料等の利用時間の区分)

第4条 農業ふれあいセンターの施設の利用に係る使用料のうち1時間又は2時間を単位として算出するものの1回当たりの利用時間の区分は、次の表の左欄に掲げる時間区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用時間とする。

時間区分	利用時間
午前	午前9時から正午まで
午後1	午後1時から午後3時まで
午後2	午後3時15分から午後5時15分まで
夜間	午後5時30分から午後9時まで
午前・午後	午前9時から午後5時まで
午後・夜間	午後1時から午後9時まで
1日	午前9時から午後9時まで

2 キャンプスペースの日帰りのための利用に係る1回当たりの利用時間数は、5時間以内とする。

(令7規則56・一部改正)

(行為の許可申請等)

第5条 条例第5条第1項各号に掲げる行為の許可(第8条において「行為許可」という。)を受けようとする者は、川越市グリーンツーリズム拠点施設行為許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出は、当該行為を行おうとする日(第11条第2項において「行為日」という。)の属する月の1月前の月の初日から当該行為を行う時までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請について許可をしたときは、川越市グリーンツーリズム拠点施設行為許可書兼領収書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(令7規則56・一部改正)

(利用の許可申請等)

第6条 条例第6条第1項の許可(次条第1項に規定する施設に係るものを除く。以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、農業ふれあいセンターの施設にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可申請書(農業ふれあいセンター施設用)(様式第3号)を、大屋根広場にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可申請書(大屋根広場用)(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出は、当該施設を利用しようとする日(第11条第2項にお

いて「利用期日」という。)の属する月の1月前の月の初日から当該施設を利用する時までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請について許可をしたときは、農業ふれあいセンターの施設にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可書兼領収書(農業ふれあいセンター施設用)(様式第5号)を、大屋根広場にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可書兼領収書(大屋根広場用)(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

(令7規則56・一部改正)

(個人利用の許可申請等)

第7条 農業ふれあいセンターの施設のうち、農産加工室又は多目的ホールを個人で利用しようとする者は、利用しようとする日に口頭により利用の許可の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について許可をしたときは、川越市グリーンツーリズム拠点施設個人利用券(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

(行為許可に係る変更の許可申請等)

第8条 行為許可を受けた者は、当該行為許可を受けた事項を変更しようとするときは、川越市グリーンツーリズム拠点施設行為変更許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について許可をするときは、川越市グリーンツーリズム拠点施設行為変更許可書兼領収書(様式第9号)を交付するものとする。

(令7規則56・一部改正)

(利用許可に係る変更の許可申請等)

第9条 利用許可を受けた者は、当該利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、農業ふれあいセンターの施設にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可申請書(農業ふれあいセンター施設用)(様式第10号)を、大屋根広場にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可申請書(大屋根広場用)(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について許可をするときは、農業ふれあいセンターの施設にあっては川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可書兼領収書(農業ふれあいセンター施設用)(様式第12号)を、大屋根広場にあっては川越市グリーンツーリズム

拠点施設利用変更許可書兼領収書（大屋根広場用）（様式第13号）を交付するものとする。

（令 7 規則56・一部改正）

（市民農園の利用に係る使用料の納付の時期）

第10条 市民農園に係る利用許可を受けた者は、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定による使用料を当該市民農園の利用を開始する日以後同日から起算して20日を経過する日までに納付しなければならない。

（令 7 規則56・追加）

（使用料の還付の額等）

第11条 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 9 条第 1 号及び第 2 号の場合 全額

(2) 条例第 9 条第 3 号の場合 半額

2 条例第 9 条第 3 号の規則で定める期日は、行為日又は利用期日の 5 日前の日とする。ただし、大屋根広場の利用許可に係る取消しの申出については、利用期日とする。

3 第 1 項の規定による還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（令 7 規則56・旧第10条繰下・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第12条 条例第16条第 1 項の規定による申請は、市長が指定する期限までに川越市グリーンツーリズム拠点施設指定管理者指定申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 条例第15条第 2 項に規定する指定管理業務（次条第 2 号及び第14条において「指定管理業務」という。）の実施に関する計画を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（令 7 規則13・追加、令 7 規則56・一部改正）

(指定管理者に係る告示)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

- (1) 条例第16条第2項の規定により指定管理者（条例第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の指定をしたとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じたとき。
- (3) 指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更があったとき。

(令7規則13・追加、令7規則56・一部改正)

(指定管理者に係る読替え)

第14条 条例第15条第1項の規定により指定管理者が指定管理業務を行う場合における第2条ただし書、第3条第3項、第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(令7規則13・追加、令7規則56・一部改正)

(利用料金に係る読替え)

第15条 条例第19条第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第11条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「第9条ただし書の規定による使用料の還付」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えて適用する条例第9条ただし書の規定による利用料金の返還」と、同条第3項中「還付」とあるのは「返還」とする。

(令7規則13・追加、令7規則56・一部改正)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令7規則13・旧第12条繰下)

附 則

- 1 この規則は、令和4年11月24日から施行する。
- 2 川越市農業ふれあいセンター条例施行規則（平成元年規則第32号）は、廃止する。

附 則（令和7年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年8月7日規則第56号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 5 条第 2 項の改正規定（「第 10 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める部分を除く。）、第 6 条第 2 項の改正規定（「第 10 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める部分を除く。）並びに第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 3 条第 1 項に 1 号を加える改正規定及び第 4 条に 1 項を加える改正規定 川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 15 号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日

様式第 1 号(第 5 条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設行為許可申請書

(提出先) 川越市長		年 月 日	
		申請者	郵便番号： 住所： 氏名（団体名）： 代表者： 電話番号：
		担当者	氏名： 電話番号：
次のとおり行為の許可を受けたいので申請します。			
行 為 事 項	☐ 行商等 ☐ 写真、映画等撮影 ☐ 興行 ☐ 競技会等		
行 為 の 目 的			
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
行 為 の 内 容			
利 用 す る 面 積			
利 用 す る 人 数			
減 免 事 由			
備 考			

(注) 見取図を添付してください。

様式第2号(第5条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設行為許可書兼領収書

様		年 月 日	
		川越市長 印	
次のとおり行為を許可します。			
行 為 事 項	☐ 行商等 ☐ 写真、映画等撮影 ☐ 興行 ☐ 競技会等		
行 為 の 目 的			
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
行 為 の 内 容			
利 用 す る 面 積			
利 用 す る 人 数			
使 用 料		計	
減 免 額			
減 免 事 由			
許 可 条 件			上記金額を領収しました。
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第3号(第6条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可申請書（農業ふれあいセンター施設用）

年 月 日 (提出先) 川越市長 申請者 郵便番号： 住所： 氏名（団体名）： 代表者： 電話番号： 担当者 氏名： 電話番号： 次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。						
確 認						
利 用 目 的						
催 物 の 名 称				区域内外区分	☐ 区域内	☐ 区域外
利用年月日（曜日）	利用時間	利用施設	人 数	使 用 料	減 免 額	計
合 計						
減 免 事 由						
備 考						

様式第4号(第6条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可申請書（大屋根広場用）

(提出先) 川越市長		年 月 日	
		申請者 郵便番号： 住所： 氏名（団体名）： 代表者： 電話番号：	
次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	月 日 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで		
利 用 人 数			
減 免 事 由			
備 考			

様式第5号(第6条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可書兼領収書（農業ふれあいセンター施設用）

年 月 日 様 川越市長 印 次のとおり利用を許可します。						
利 用 目 的						
催 物 の 名 称				区域内外区分	☐ 区域内 ☐ 区域外	
利用年月日（曜日）	利用時間	利用施設	人 数	使 用 料	減 免 額	計
合 計						
減 免 事 由						
許 可 条 件					上記金額を領収しました。	
そ の 他 必 要 な 事 項						

様式第 6 号(第 6 条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用許可書兼領収書（大屋根広場用）

様 年 月 日 川越市長 印 次のとおり利用を許可します。	
利 用 目 的	
利 用 日 時	月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
利 用 人 数	
使 用 料	計
減 免 額	
減 免 事 由	
許 可 条 件	上記金額を領収しました。
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第7号（第7条関係）

第 号	
川越市グリーンツーリズム拠点施設個人利用券(控)	
利 用 日	年 月 日 (曜 日)
利用施設	1 農産加工室 2 多目的ホール
利 用 開始時間	午前 時 分 午後 時 分
利 用 終了時間	午前 時 分 午後 時 分
利用者の 区分 (多 目的ホー ルの 場 合)	☐ 一般 ☐ 中・小学生
使 用 料	円
備考	

第 号	
川越市グリーンツーリズム拠点施設個人利用券	
利 用 日	年 月 日 (曜 日)
利用施設	1 農産加工室 2 多目的ホール
利 用 開始時間	午前 時 分 午後 時 分
利 用 終了時間	午前 時 分 午後 時 分
利用者の 区分 (多 目的ホー ルの 場 合)	☐ 一般 ☐ 中・小学生
使 用 料	円
備考 利用に当たっては、係員の指示に従ってください。 また、利用が終了するまでは、この利用券を所持 してしてください。	

様式第 8 号(第 8 条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設行為変更許可申請書

(提出先) 川越市長		年 月 日	
		申請者	郵便番号： 住所： 氏名（団体名）： 代表者： 電話番号：
		担当者	氏名： 電話番号：
次のとおり行為の変更の許可を受けたいので申請します。			
変 更 事 項			
変 更 理 由			
備 考			

(注) 既に交付されている許可書を添付してください。

様式第9号(第8条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設行為変更許可書兼領収書

様		年 月 日	
		川越市長 印	
次のとおり行為の変更を許可します。			
変 更 事 項			
変 更 理 由			
使 用 料		計	
減 免 額			
		既 納 使 用 料	
		変 更 使 用 料	
減 免 事 由			
許 可 条 件		上記金額を領収しました。	
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第10号(第9条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可申請書（農業ふれあいセンター施設用）

年 月 日 (提出先) 川越市長 申請者 郵便番号： 住所： 氏名（団体名）： 代表者： 電話番号： 担当者 氏名： 電話番号： 次のとおり利用の変更の許可を受けたいので申請します。						
確 認						
利 用 目 的						
催 物 の 名 称				区域内外区分	☐ 区域内 ☐ 区域外	
利用年月日（曜日）	利用時間	利用施設	人 数	使 用 料	減 免 額	計
合 計						
減 免 事 由					既納使用料	
					変更使用料	
備 考						

（注） 既に交付されている許可書を添付してください。

様式第 11 号(第 9 条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可申請書（大屋根広場用）

(提出先) 川越市長		年 月 日	
申請者		郵便番号： 住所： 氏名（団体名）： 代表者： 電話番号：	
次のとおり利用の変更の許可を受けたいので申請します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで	
利 用 人 数			
使 用 料		計	
減 免 額			
		既 納 使 用 料	
		変 更 使 用 料	
減 免 事 由			
備 考			

(注) 既に交付されている許可書を添付してください。

様式第12号(第9条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可書兼領収書（農業ふれあいセンター施設用）

様						年 月 日
川越市長						印
次のとおり利用の変更を許可します。						
利 用 目 的						
催 物 の 名 称				区域内外区分	☐ 区域内 ☐ 区域外	
利用年月日（曜日）	利用時間	利用施設	人 数	使 用 料	減 免 額	計
合 計						
減 免 事 由					既納使用料	
					変更使用料	
許 可 条 件					上記金額を領収しました。	
その他必要な事項						

様式第 13 号(第 9 条関係)

川越市グリーンツーリズム拠点施設利用変更許可書兼領収書（大屋根広場用）

様		年 月 日	
		川越市長 印	
次のとおり利用の変更を許可します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	月 日 午前 時 分から 午後 午前 時 分まで 午後		
利 用 人 数			
使 用 料		計	
減 免 額			
		既 納 使 用 料	
		変 更 使 用 料	
減 免 事 由			
許 可 条 件			上記金額を領収しました。
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

川越市グリーンツーリズム拠点施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（提出先）
川越市長

主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

川越市グリーンツーリズム拠点施設の指定管理者の指定を受けたいので、川越市
グリーンツーリズム拠点施設条例第 1 6 条第 1 項の規定により申請します。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第12条関係）

（令7規則13・追加、令7規則56・一部改正）